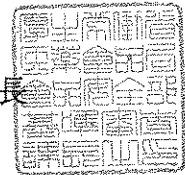


食安基発0829第2号

平成25年8月29日

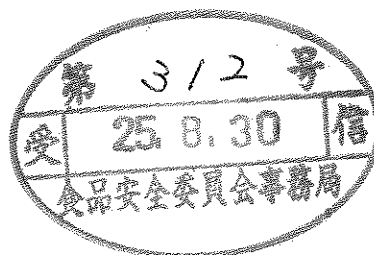
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成24年8月7日付け府食第704号により平成25年8月末までに提出
するよう依頼のありましたケイ酸カルシウムアルミニウムの食品健康影響評価
に係る補足資料について、別紙のとおり遅延する旨の理由書を提出いたします
ので、よろしくお取り計らい願います。



(別紙)

【提出遅延理由】

ケイ酸カルシウムアルミニウムに係る必要な補足資料に関しましては、調査中であり、回答書の作成に更なる時間を必要とします。

補足資料1に関しましては、欧州連合では、平成24年5月にEU規則が改正され、平成26年2月1日以降は食品添加物として使用することが禁止されることになりました。

また、我が国ではアルミニウムの摂取量調査の結果やCODEX委員会や諸外国におけるアルミニウムを含有する添加物の基準の策定や見直しが進められている状況を踏まえ、より高い安全性を確保する観点から添加物由来のアルミニウム摂取量の低減化を図ることとしました。

このため、現在我が国で使用されているアルミニウムを含む添加物（硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウム）の使用基準の見直しに併せて、ケイ酸カルシウムアルミニウムを含めた国際汎用添加物についても使用基準の検討を行うこととしています。

これらのことから、補足資料1及び2につきましては、使用基準を検討し、取りまとめ等の作業を行った上で提出します。

なお、国際汎用添加物としての取扱いに変わりはありません。

今後の対応については、引き続き速やかに対応します。

[ケイ酸カルシウムアルミニウムの食品健康影響評価に必要な補足資料]

(平成24年8月7日付け府食第704号)

- 1 現在の欧州連合における「ケイ酸カルシウムアルミニウム」の食品添加物としての使用実態を調査し、報告すること。
- 2 上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。